

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第28号

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

- 3 市長は、条例第13条第1項第2号に掲げる要件に該当する場合は、納付義務者が現に賦課されている保険料の額から条例第7条第1号に規定する額の2分の1の額を差し引いた額を限度として、条例第13条第2項に規定する申請書の提出があった日（以下「減免申請日」という。）以後の納期に係る減免申請日の属する年度の保険料を減額する。

附則第2項の前の見出し並びに同項及び附則第3項を削る。

附則第4項第1号中「原子力災害対策特別措置法」の次に「（平成11年法律第156号）」を加え、「並びに特定避難勧奨地点」を削り、「区域及び」の次に「平成25年度以前に」を加え、「平成26年度分」を「平成27年度分」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 平成26年度に指定が解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点（以下「旧避難指示解除準備区域等」という。）に住所を有していた者（上位所得者を除く。）平成27年度分の保険料

附則第4項に次の1号を加える。

- (3) 旧避難指示解除準備区域等に住所を有していた上位所得者 平成27年4月分から同年9月分までの保険料

附則第4項を附則第2項とし、同項に見出しとして「（東日本大震災により被災した納付義務者に対する保険料の免除）」を付する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の附則第2項の規定は、平成27年度分の保険料について適用し、平成26年度分以前の保険料については、なお従前の例による。